

介護施設を取り巻く

法律問題の今

相続トラブル 大半は予防可能

介護施設に入居中の高齢者の方々やそのご親族にとつて、相続は、頭の痛い問題です。

高齢者の方にとつてみれば、自分の死後、お子さんが相続を巡って争われるのではなどうか、経営していた事業はどうなるのだろうか等々思い悩まれるでしょうし、ご親族も「母の面倒は誰が見るようになるのだろうか」「事業の負債を父の個人資産で穴埋めできるだろうか」等々、心配の種は尽きません。

そして、入居者の心配事はなるべく排除しあげたいけれど、相続のような私的法律問題には介入・関与したくないというのも、施設側の本音でしょう。

経験から申し上げると、実は、相続問題は、被相続人が予防できるものが少なくありません。というのも、法律事務所を持ち込まれる相続事件（要するに「こじれた」案件）においてすら、当事者の主張は、決して複雑ではなく、典型的とすら言えるものが多いのです。

例えば「故人は〇〇

相続を争族にしないために①

には、絶対に財産を渡さないと言っていた「家だけは□□が受け継ぐようにと言われ

ていた」といった、特定の相続人や財産に対する故人の想いを「代弁」する主張。また、「現金がもつとあったはずだ」「他にも宝飾品があったはずだ」といった、「あったはずの遺産（遺産探し）」に関する主張。更には、葬儀費用や遺産管理費用の清算にまつわり、相続人間で「あいつが親族に相談なく葬儀をやった」という「費用清算問題」に関する主張等々。

こじれた紛争は、法的手続きを採れば、必ず一定の解決は得られます。ただ、こじれた親族関係は容易に元には戻りません。親族間の交際が一切なくなることも少なくないので

す。こういった「争族」を防ぎ、入居者に安心して過ごして頂く為にも、強くお勧めするのが遺言の作成と遺言執行人の指定です。

最近では、「遺言信託」という形で、大手銀行でも取り扱っていますが、法律問題や利害関係人の調整にまで踏み込んだ対処が難しいのが現実です。

「争族予防」念頭に遺言書を作成

遺言執行人の指定も重要

「争族」を防ぐには、遺言書の作成と遺言執行人の指定が重要です。最近では、「遺言信託」という形で、大手銀行でも取り扱っていますが、法律問題や利害関係人の調整にまで踏み込んだ対処が難しいのが現実です。

でも「争族予防」と

いう見地からは、起りうる紛争や利害関係人の調整の視点を持って遺言を作成し、かつ遺言執行人を指定しておくことを望ましいのです。

そこで次回から「争族予防」について、具体例を挙げてお話しします。



弁護士法人アヴァンセリーガルグループ執行役員
民事企業法律部部長
弁護士 長谷川 桃
【プロフィール】
上智大学外国語学部ドイツ語学科卒業、東京弁護士会所属、日本司法支援センター相談員を務める。
離婚、相続等の家事一般（渉外事件等含む）や消費者問題含む民事訴訟一般が得意分野。